

オンラインによる訓練の実施方法について

オンラインによる訓練の実施については、以下の（１）～（６）を全て満たすこと。

- （１） 全ての訓練コースにおける学科の科目について、通信の方法のうち、テレビ会議システム等を使用し、講師と訓練生が映像・音声により互いにやりとりを行う等の同時かつ双方向に行われるもの（以下「オンライン」という。）によっても行うことができる。
- （２） オンラインによる訓練は、「なりすまし」による不正受講を防止するため、訓練受講時に訓練生本人であることを WEB カメラ、個人認証 ID 及びパスワードの入力、メール、電話等により確認できるものを原則とする。
- （３） オンラインによる訓練を行う場合には、通所による訓練の時間を総訓練時間の 20%以上確保することを原則とし、集合訓練、個別指導、面接指導等を実施する。なお、通所による訓練の実施にあたっては、訓練効果を高める時期に設定すること。
- （４） オンラインによる訓練の実施に先立ち、オンライン接続等の方法を訓練生本人に説明するとともに、オンライン接続テストを行うこと。また、訓練中に通信障害等によりオンライン接続が遮断された場合、訓練生本人へ迅速に連絡をとれる方法を確保し、接続の復旧に向けたアドバイス等を的確に行える体制を整備すること。
- （５） パソコン等通信機器は、訓練生が自ら用意する、又は訓練生からの希望若しくは訓練の実施における必要に応じて委託先機関が貸与（委託先機関が所有する若しくはリース又はレンタル契約により調達したものに限り）するものとし、訓練機関が貸与する際は、訓練機関と訓練生の間で誓約書を取り交わすこと。
- （６） オンラインによる訓練の受講において必要となる設備・推奨環境（委託先機関において用意する設備等があれば、その設備等を含む。）、通所による訓練の実施頻度、パソコンスキル等の内容は、訓練生募集案内等に明記するほか、受講説明会等においても十分に説明すること。なお、委託先機関は、訓練生が一般的な設備・推奨環境で訓練が実施できる訓練コースを設定するよう努めること。